

インボイス制度の概要と 実務上対応のポイント

～導入により変更される仕入税額控除、適格請求書等の記載内容について～

軽減税率制度と同時に規定されたインボイス方式の導入は、2023年10月1日から施行される予定です。このインボイス方式とは、従来の区分記載請求書等（10%と8%に区分して記載した請求書等）に代えて、インボイス（税額票）である「適格請求書等」の保存を仕入税額控除の適用要件とする制度です。

この「適格請求書等」を発行するには様々な義務を負うこととなります。本セミナーでは、インボイス方式の概要から実務上対応のポイントについて、分かりやすく解説します。

〈講師〉

ほし ただし
星 叡 氏

税理士法人トリプル・ウイン顧問
税理士 行政書士



駒澤大学大学院経営経済学研究科 卒業後 公認会計士事務所・税理士事務所勤務を経て昭和56年5月：星晴喜税理士事務所開業、実務経験を積みながらクライアントを増やし、傍ら全国の法人会・経済団体の研修講師としても活躍の場を広げ、現在は“誰もが避けて通れない相続”をメインテーマにコンサルティングや講演活動を精力的に行っている。

日時 2019年 11月26日(火)

場所 一関会場：10:00～12:00
総合防災センター 会議室
(一関市田村町1-12)

千厩会場：14:00～16:00
千厩市民センター 会議室
(一関市千厩町千厩字館山50)

受講料 無料 (どなたでもご参加できます)

定員 各会場 40名 (先着順)
(※定員になり次第、締め切らせていただきます)

主催 一関商工会議所

共済 (公社)一関地区法人会

■お申込み方法 下記申込書に必要事項をご記入頂き、
FAXにてお申し込みください。

講座内容

1. 適格請求書等保存方式
(インボイス制度)の概要
軽減税率制度・適格請求書等保存方式の
施行スケジュール
インボイス制度とは
適格請求書発行事業者登録制度
適格請求書等の保存がなくても
仕入税額控除が可能なケース
適格請求書の記載事項
納付税額の計算方法
免税事業者の留意点
2. 改正による実務への影響
中小企業への影響
～主にシステム対応について～
複数税率の導入に伴う業種別での影響
軽減税率対策補助金

(2019.11.26) 『インボイス制度の概要と実務上対応のポイント』 受講申込書

一関商工会議所 行 FAX:0191-21-2130

申込日 (2019/ /)

参加申込会場	一関市総合防災センター ・ 千厩市民センター		
事業所名		TEL	
所在地		FAX	
受講者氏名	(複数のご参加可能)		

※ご記入いただいた情報は、当会からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。